## 電気通信大学メタネットワーキング研究センター規程

制定 令和4年12月19日規程第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学 (以下「本学」という。)に設置するメタネットワーキング研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、すべての社会システムに不可欠な基盤技術である情報ネットワーク 分野においてパラダイムシフトともいえる革新的なネットワーキング構造として、「メタネットワーキング」を提唱し、世界を先導するネットワーキング研究拠点を構築するとともに、それを基盤として国内外の基幹的教育研究機関との国際的学際的教育研究環境 のもと自らの発想をもって未踏の領域を切り拓くための考える力と行動力を兼ね備えた 人材を育成することを目的とする。

(職員)

- 第3条 センターに、センター長を置く。
- 2 センターに、教授、准教授又は助教(以下「センター専任教員」という。)を置くこと ができる。
- 3 センターに、本学の教授、准教授又は助教のうちから、センター専任教員と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- 4 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 5 センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

- 第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第5条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうち からセンター長が指名する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を 代行するものとする。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

第6条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

## (運営会議)

- 第7条 次の各号に掲げる事項を審議するため、センターに、運営会議を置く。
  - (1) センターの管理運営の基本方針に関すること。
  - (2) センターにおける教育及び研究計画の基本方針に関すること。
  - (3) センターの構成員に関すること。
  - (4) その他センターの円滑な運営を図るための重要事項に関すること。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 学長が指名する理事又は職員
  - (3) その他運営会議が必要と認めた者
- 3 センター専任教員、兼務教員(教授に限る。)又は副センター長が置かれているときは、 それぞれ運営会議の構成員に加えるものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第2項第3号に掲げる者の任期は、運営会議がその都度定める。
- 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 7 議長は、審議事項を定めて、会議を招集するものとする。
- 8 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 9 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 10 運営会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、運営会議が定める。 (雑則)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の 議を経て別に定める。

## 附則

- 1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にか かわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第7条第2項第2号に掲げる運営会議の構成員 の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。